

令和元年度唐津市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、住宅の耐震診断を実施する民間建築物の所有者等に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 別表第1に定める方法に基づき行う耐震診断をいう。
- (2) 建築物の所有者等 建築物の所有者及び所有者に代わり耐震診断に要する経費を負担する親族等で、市長が所有者に準ずると認めるものをいう。
- (3) 既存耐震不適格建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。
- (4) 住宅 建築物の所有者等が自ら居住するもので、次に掲げる既存耐震不適格建築物をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものを除く。
 - ア 木造住宅 一戸建ての木造在来軸組構法又は木造枠組壁構法の専用住宅をいう。
 - イ 非木造住宅 一戸建ての木造住宅以外の専用住宅をいう。
 - ウ 長屋及び共同住宅（木造） 長屋及び共同住宅で木造在来軸組構法又は木造枠組壁構法の専用住宅をいう。
 - エ 長屋及び共同住宅（非木造） 長屋及び共同住宅で長屋及び共同住宅（木造）以外の専用住宅をいう。
- (5) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士（以下「登録建築士」という。） 一般社団法人佐賀県建築士会及び一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築士事務所に属するものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助

金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第2の定めに応じて住宅の耐震診断を行う民間の建築物の所有者等（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を完納していない者は、補助対象者とししない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、耐震診断事業費臨時補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断事業実施（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 耐震診断を受けようとする建築物の位置図
- (4) 耐震診断を受けようとする建築物の平面図
- (5) 耐震診断に要する経費の見積書の写し
- (6) 誓約書
- (7) 既存耐震不適合建築物であることを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにこれを審査し、適当であると認めたときは、30日以内に耐震診断事業費臨時補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対し補助金の交付決定の通知をするものとする。ただし、提出された書類等を補正させるときは、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第3項の規定により、補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助対象経費の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を得ること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更の場合については、この限りでない。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (4) 第5条第6号の規定により徴した誓約書については、必要に応じて所轄の警察署に照会することがあること。
 - (5) 補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
 - (6) 補助対象者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項第2号及び第3号の規定により承認を受けようとする場合は、速やかに耐震診断事業計画変更申請書（第5号様式）に耐震診断事業実施（変更）計画書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、これを承認し、耐震診断事業費臨時補助金交付変更・取消通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（耐震診断の実施）

第8条 補助対象者は、耐震診断を実施する場合は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者に行わせなければならない。

- (1) 木造住宅、長屋及び共同住宅（木造） 登録建築士
- (2) 非木造住宅、長屋及び共同住宅（非木造） 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条第1項に該当するもので建築士事務所に所属する建築士

（実績報告）

第9条 建築物の所有者等は、補助対象事業が完了したときは、速やかに耐震診断事業完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

ならない。

(1) 耐震診断の結果報告書の写し

(2) 耐震診断に要した経費の領収書の写し

(3) 木造建築物の耐震診断事業については、耐震診断の実施者が登録建築士であることを証する書類

(4) 非木造建築物の耐震診断については、耐震診断の実施者が施行規則第5条第1項に該当するものであることを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の耐震診断事業完了報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は令和2年3月19日のいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による補助対象事業完了の報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を耐震診断事業費臨時補助金確定通知書（第8号様式）により建築物の所有者等に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、請求書を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(取引上の開示)

第12条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、当該建築物を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

(アンケート調査等への協力)

第13条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、住宅の耐震化の促進に向けたアンケート調査等に協力するものとする。

(補則)

第14条 この要綱のほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年度に行う補助対象事業に適用する。

別表第 1 (第 2 条関係)

	耐震診断の方法
1	一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法による耐震診断
2	一般社団法人プレハブ建築協会による木質系工業化住宅の耐震診断法
3	一般財団法人日本建築防災協会による既存鉄骨造建築物の耐震診断指針、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
4	一般社団法人プレハブ建築協会による鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法
5	一般社団法人プレハブ建築協会によるコンクリート系工業化住宅の耐震診断法
6	一般財団法人日本建築防災協会による既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針
7	一般財団法人日本建築防災協会による既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法
8	その他、一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特に市長が認めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象事業区分	補助対象経費	補助金の額
<p>1 木造戸建て住宅</p>	<p>1 次の各号のいずれにも該当する木造住宅の耐震診断に要する経費</p> <p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものの</p> <p>(2) 本市内に存する民間のもの</p> <p>2 上限額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現況図面がある場合 60,000 円</p> <p>(2) 現況図面がない場合 90,000 円</p>	<p>補助対象経費の 6 分の 5 以内の額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
<p>2 非木造戸建て住宅</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する非木造住宅の耐震診断に要する経費。ただし、上限額は 134,000 円とする。</p> <p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものの</p> <p>(2) 本市内に存する民間のもの</p>	<p>補助対象経費の 6 分の 5 以内の額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
<p>3 長屋及び共同</p>	<p>1 次の各号のいずれにも</p>	<p>補助対象経費の 6 分の 5</p>

住宅

該当する長屋及び共同住宅の耐震診断に要する経費

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

(2) 本市内に存する民間のもの

2 上限額は、耐震診断に要する経費と次の各号の規定により計算した額の合計の額を比較し、安価な方とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、

(1) 面積1,000㎡以内の部分 面積(㎡) × 3,600円

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 面積(㎡) × 1,540円

(3) 面積2,000㎡を超

以内の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

	える部分 面積 (㎡) × 1,030円	
--	-------------------------	--

備考 昭和57年1月1日現在に存在していたことが登記事項証明書又は固定資産課税台帳により確認された建築物については、既存耐震不適格建築物とみなす。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

氏名

印

耐震診断事業費臨時補助金交付申請書

耐震診断事業費臨時補助金の交付を受けたいので、唐津市補助金等交付規則及び令和元年度唐津市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第5条を承知のうえ、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業費 金 円
- 3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の根拠等
- 4 添付書類
 - (1) 耐震診断事業実施（変更）計画書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) 耐震診断を受けようとする建築物の位置図
 - (4) 耐震診断を受けようとする建築物の平面図
 - (5) 耐震診断に要する経費の見積書の写し
 - (6) 誓約書（別紙）
 - (7) 既存耐震不適格建築物であることを証する書類
 - (8) その他市長が必要と認めるもの

別紙

誓 約 書

私は、次の事項について誓約します。

なお、市が必要とする場合は、佐賀県唐津警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が市と行う他の事業等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の（1）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人、団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

第2号様式（第5条関係）

耐震診断事業実施（変更）計画書

1 耐震診断建築物の概要

所在地	唐津市
所有者	
居住者	
建築時期	昭和 年 月頃
面積	m ²
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
図面	有 ・ 無

2 耐震診断の概要

耐震診断実施者		
施工者	住 所	
	会社名	担当者名（ ）
	電話番号	
耐震診断予定時期		年 月
耐震診断経費		円

第3号様式（第5条関係）

収支予算書

事業	耐震診断（宅）		
総事業費	円		
補助対象経費	円		
補助金交付申請額	円		
歳入		歳出	
補助金	円	耐震診断経費	円
事業実施者負担額	円		
計	円	計	円

第4号様式（第6条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



耐震診断事業費臨時補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった耐震診断事業に対する補助金については、次のとおり決定したので、令和元年度唐津市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第6条及び唐津市補助金等交付規則の規定により通知します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業費 金 円
- 3 補助金の額 金 円
- 4 補助金の交付の条件

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

氏名

印

耐震診断事業計画変更申請書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定の通知のあった耐震診断事業について、次のとおり計画の変更をしたので、令和元年度唐津市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

1 計画変更の内容

2 計画変更の理由

3 その他

4 添付書類

(1) 耐震診断事業費臨時補助金交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

第6号様式（第7条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



耐震診断事業費臨時補助金交付 変更 通知書
取消

年 月 日付け唐 第 号で決定通知した耐震診断事業に対する補助金については、令和元年度唐津市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第7条第3項の規定により次のとおり 変更 したので、通知します。
取消し

1 補助金の額 金 円

2 変更 取消し の理由

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

唐津市長 様

補助対象者 住所

氏名

印

耐震診断事業完了報告書

年 月 日付け唐 第 号で補助金の交付決定通知を受けた耐震診断事業が完了したので、令和元年度唐津市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
- 3 添付書類
 - (1) 耐震診断の結果報告書の写し
 - (2) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
 - (3) 木造住宅等耐震診断事業については、耐震診断の実施者が登録建築士であることを証する書類
 - (4) 非木造建築物の耐震診断事業については、耐震診断の実施者が施行規則第5条第1項に該当するものであることを証する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第8号様式（第11条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



耐震診断事業費臨時補助金確定通知書

年 月 日付け唐 第 号で通知した耐震診断事業に対する補助金
については、令和元年度唐津市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第11条の規
定により確定したので、次のとおり通知します。

補助金の額 金 円